

(6)

- 一、 郡町村長に具申すること
- 二、 交渉委員は各關係村より三名宛選出し三十日より交渉開始のこと
- 三、 前項具体化の爲大城、金島、善導寺各村長に對し積極的に努力する様交渉すること。
- 四、 本問題解決迄の費用は村費として其の豫算に計上すべく關係三ヶ村長に具申すること
- 五、 争議解決方縣當局に陳情すること
(代表者五名選定、三十一日縣當局訪問のこと)
- 六、 内務省久留米土木出張所と交渉すること
(交渉委員を選出し明三十日區長七名と同道すること)
- 七、 交渉事務所を大城村役場に設置方當局へ要求すること
- 八、 内務、農林兩大臣に解決促進方打電のこと

(7)

- 電文
- 「筑後川改修人夫労働奇蹟にして勞銀安し至急改善を陳情す」(三十一日打電することに可決)
- 右議案決定後引續き數名の演説あり最後に筑後川改修工事労働者萬歳を三唱して午後六時散會せり。
- (4) 第二回の交渉状況
- 大會終了後労働者側代表九名は大城、金島兩村長及區長等と共に二十九日午後七時より、内務省久留米土木出張所長並に大城村出張所長と會見し左記の通り協定したのであるが、之が解決條件となつたのである。
- 一、 二十八日容認せる公費手當支給外國項は七月三十日より施行
 - 二、 労働時間は午前六時より午後五時半迄とし營養一時